

第 8 4 号議案

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正について

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

有料遊具施設入場料を定めるため提案する。

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成25年蒲郡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（有料遊具施設入場料）

第9条 市は、有料遊具施設に入場しようとする者から、1回につき300円以下において市長が定める額の有料遊具施設入場料を徴収する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。